

滋賀県地域防災計画（震災対策編）の概要

地域防災計画とは

滋賀県地域防災計画は、災害から住民の生命、身体および財産を保護することを目的として、災害対策基本法第40条に基づき滋賀県防災会議が定める計画。

対象災害ごとに4つの本編（風水害編、震災対策編、事故災害対策編、原子力災害対策編）および参考編、資料編で構成される。

震災対策編の構成

総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の4編で構成。

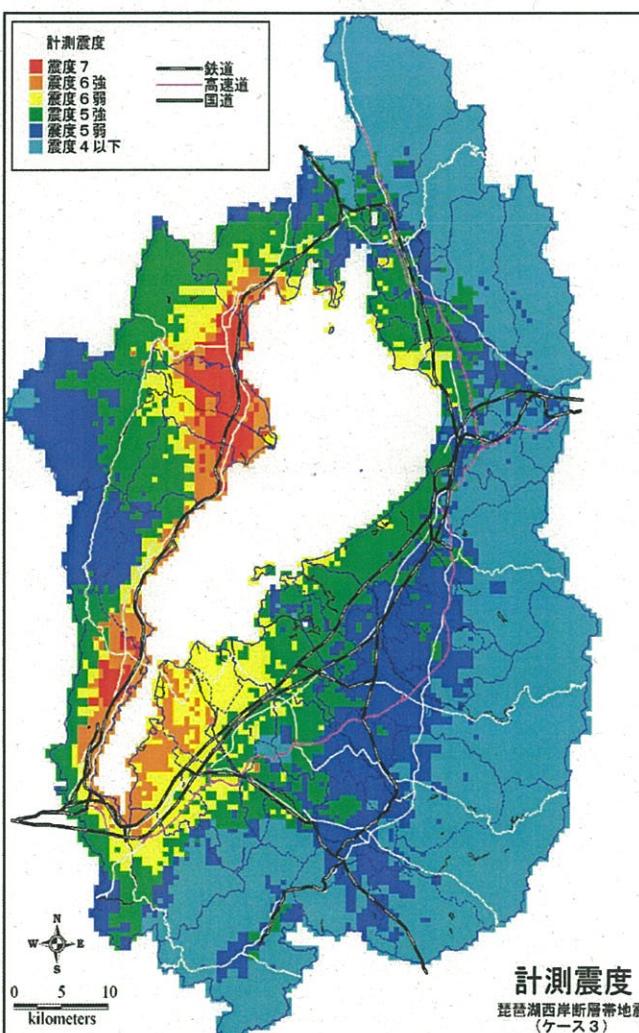
災害を想定する（第1編 総則）

県内の主な活断層は右上図のとおり。

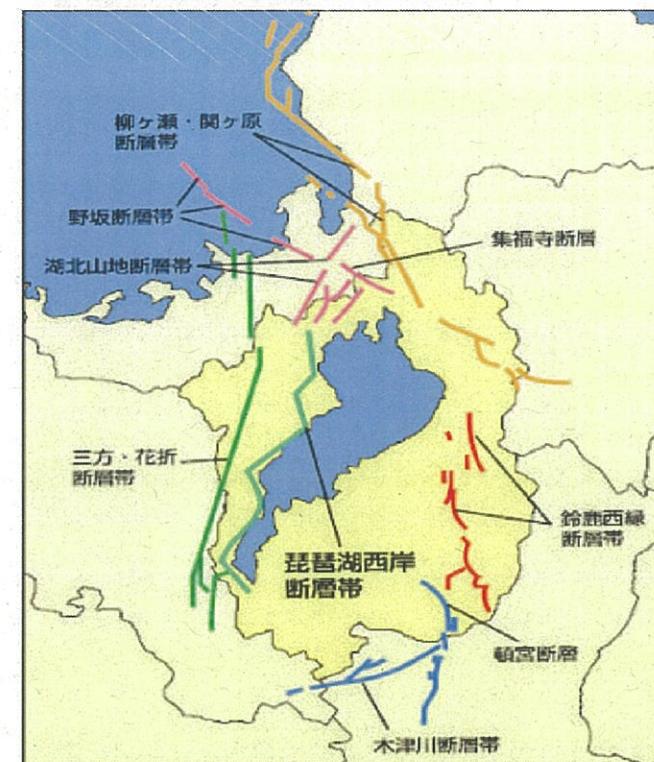
この内、琵琶湖西岸断層帯（北部）は今後30年以内の地震発生確率が1-3%と高いとされる。

県の被害想定（平成17年4月公表）で琵琶湖西岸断層帯（北部）による地震での最大震度は左下図のとおり。

また主な地震の人的物的被害については右下表のとおり。



県内の主要な活断層の位置図



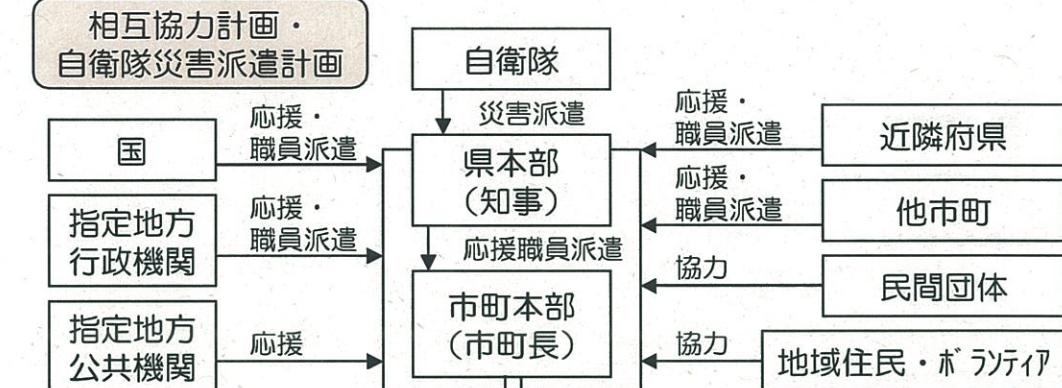
災害に立ち向かう (第3編 災害応急対策計画)

防災特別委員会 資料1-1
平成24年（2012年）12月25日
知事直轄組織 防災危機管理局

災害応急対策の活動体制

（※下記は主な項目について）

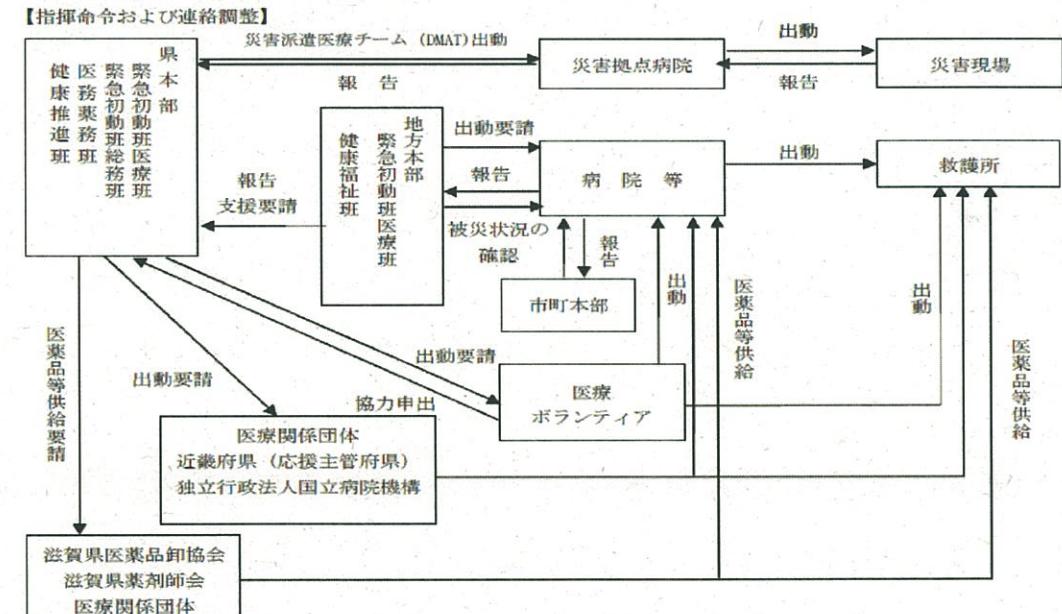
- 震度6弱以上の地震で災害対策本部体制。5弱～5強で災害警戒本部体制。「緊急初動対策班要員」発令の職員が登庁して活動。



消防計画

- 県内外の消防が協力して活動。緊急消防援助隊による応援など。

救急救助・医療救護計画



避難計画

- 避難勧告や避難誘導、警戒区域の設定、避難所の設置等

飲料水食料生活必需品等の供給計画

- 応急給水や食料等の供給を協定事業者等の協力を得て行う。

災害時要援護者対策計画

- 災害時要援護者に対しては特別な配慮をもって対策を推進する。

災害から立ち直る（第4編 災害復旧計画）

- 災害弔慰金や被災者生活再建支援金の支給、税の減免や猶予、公営住宅の建設、雇用機会の確保、産業の再建支援等を行うなど。

など

滋賀県地域防災計画（震災対策編）の見直しについて

趣旨

県民の地震災害への不安に対し、安全・安心を確かなものとするため滋賀県地域防災計画（震災対策編）の見直しを行う。

見直しの状況・国等の動き

- 平成23年12月：地域防災計画修正。震災後、直ちに修正可能な対応について計画に反映。
- 24年3月：南海トラフによる巨大地震、最大津波高および最大震度分布の公表。
- 6月：災害対策基本法改正。震災の教訓・課題のうち、緊急に必要な課題を反映。
- 8月：南海トラフによる巨大地震、直接の被害想定公表。
- 9月：国防災基本計画修正。災害対策基本法改正等を反映。

県で具体的に検討や取組を進めていることや
災害対策基本法の改正を反映した修正を行う。

主な修正検討項目

1 救援物資等を被災地に確実かつ効率的に供給する仕組みと体制の構築

関係団体・企業と連携し、物資等の調達・輸送・保管・配分等、効果的な供給体制の構築を図る。

2 広域一時滞在や災害時要援護者等の広域的な避難支援に係る仕組みと体制づくり

市町域や県域を越える広域一時滞在や災害時要援護者の広域避難等の仕組みや体制づくりを進める。

3 災害ボランティアへの対応強化

県災害ボランティアセンターの機能や体制の強化を進める。

4 教訓の伝承や防災教育強化等による防災意識の向上

防災教育の充実・強化の取組を防災計画に反映するとともに、一層の推進を図る。

5 地域防災計画の策定への多様な主体の参画

県地域防災計画の策定に自主防災組織や有識者、女性等の意見を反映する。

● 災害時における効果的な物資および燃料供給体制 目指す方向・仕組み

- ① 物流全体、拠点施設を仕切り、作業する“プロ”に任せる運営とする。
- ② 倉庫事業者、物流事業者の保有する倉庫や配送拠点を全面的に利用することとし、県施設等は保管場所とする。
- ③ 物資輸送全体に係るマニュアルを策定する。また様式の共通化を図る。 ④ 燃料供給体制を明確化する。

★◆県災害対策本部



県備蓄物資倉庫



物資協定締結事業者
の配送センター等



★ 物流統括指揮者の派遣(全国物流ネットワーク協会)

◆ 調整担当者等の派遣(全国物流ネットワーク協会・県倉庫協会・県トラック協会)

輸送に必要な燃料の供給(県石油協同組合)

【一次拠点】

◆倉庫協会会員倉庫



◆全物協会員配送拠点

【二次拠点】

【二次拠点】

市町物資輸送拠点



避難所等



在宅避難者宅
(※応急期より後)

【一時保管場所】

余剰や季節外れ物資、
配送が困難な個人等
からの義援物資などを
保管する。

県有施設等



県広域湖上輸送拠点
(大津港等県内10箇所)



県広域湖上輸送拠点

日本資源エネルギー公会
県備蓄物資委員会
県物流連絡会議
県倉庫協会
県トラック協会

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し概要

災害の想定

(現行)
敦賀原発にて、米国スリーマイル島事故等が発生した場合を想定
(見直し)
敦賀原発、美浜原発、大飯原発、高浜原発で福島第一原発事故と同規模の放射性物質が外部に放出したと想定

予測される影響

(現行)
本県においては人体に影響がおよぶ恐れはない

- ・希ガス(キセノン)：防護措置を講ずる水準にはない
- ・放射性ヨウ素：甲状腺被ばく等価線量が、

100mSv以上
高島市・長浜市の
一部区域

放射性ブルーム通過時
の被ばくの影響を避けるための防護措置を実施する地域(PPA)

高島市、長浜市の
一部区域

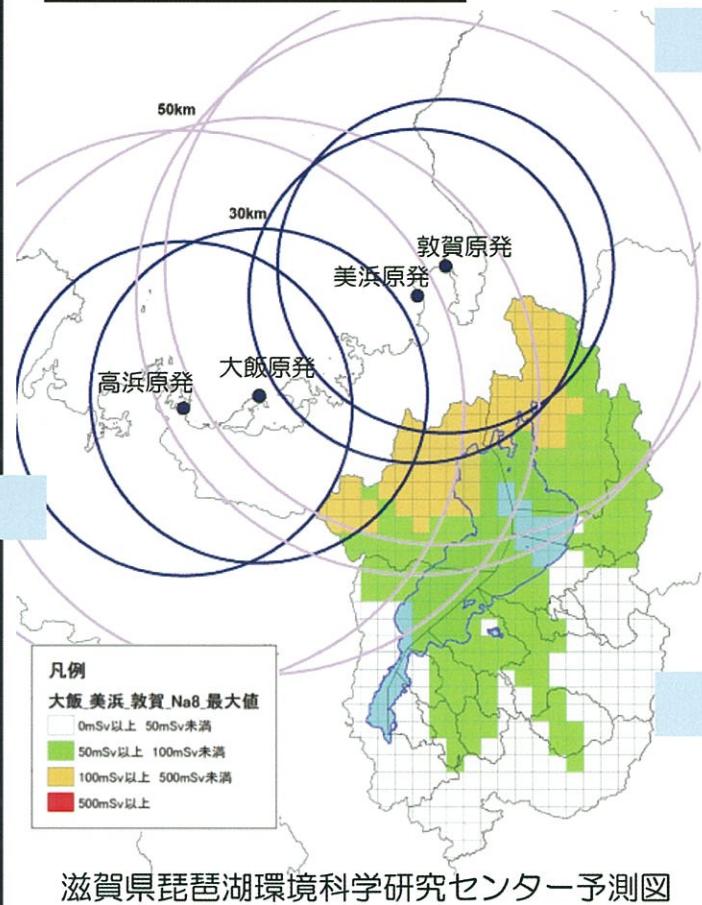
県内全域に影響するおそれ

リスクコミュニケーション

原発事故に対し、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーションの実施方策を記載

- ①事業者からの迅速な情報収集/伝達と住民等に対する情報伝達
- ②環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供
- ③原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有
(放射性物質の人体や環境への影響等)
- ④防災業務関係者に対する研修
(職員への研修)
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥重大な事故等緊急時の相談体制の整備

放射性物質拡散予測図



情報収集・連絡体制

(現行) <国/事業者/所在県> → <県> → <関係市> の情報の流れを、
(見直し) <国/事業者/所在県> → <県> → <県内市町> に拡大
SPEEDI 情報の運用体制の整備

モニタリング体制

- ・監視体制の強化：モニタリングポスト、モニタリングカーの配備
- ・モニタリング計画/体制の見直し：
企画統括班、情報収集記録班、モニタリング班

災対応急体制

災害警戒本部、災害対策本部の設置基準

- | | |
|-------------------|-------------|
| 【フェーズ1】重大なトラブル連絡他 | →警戒体制 |
| 【フェーズ2】緊急通報他 | →災害警戒本部の設置 |
| 【フェーズ3】特定事象 | 】→災害対策本部の設置 |
| 【フェーズ4】緊急事態宣言 | |

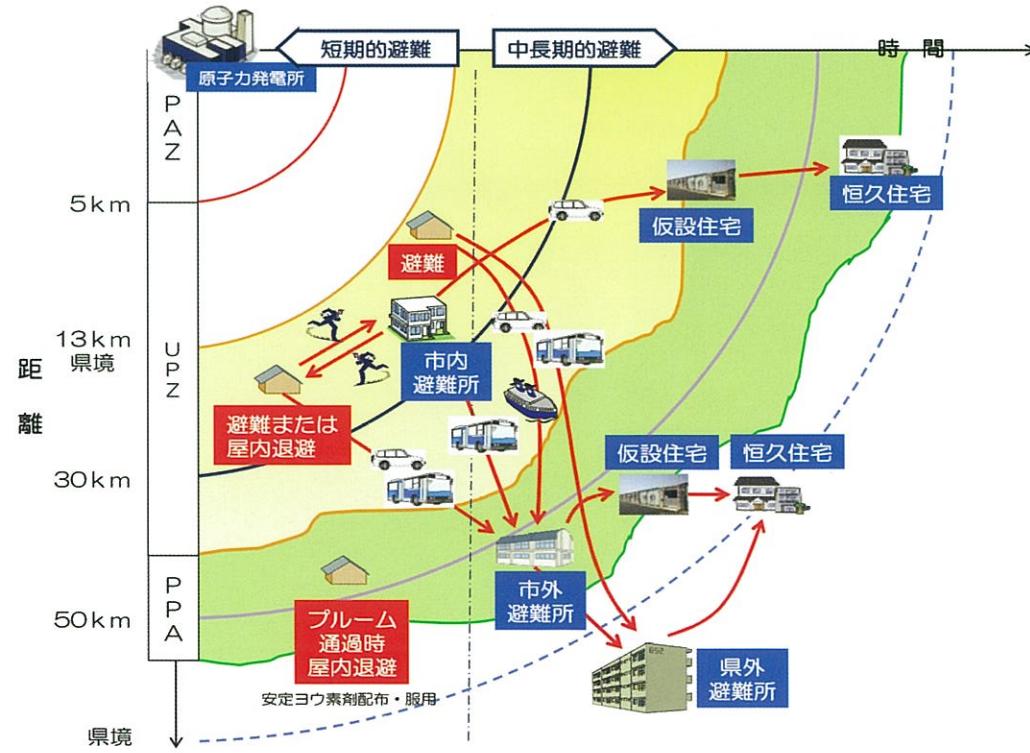
避難計画

- ・避難等のための初期活動開始指標
- ・広域避難に伴う受入市町の措置
- ・市町への協力応援体制
- ・近隣府県市、関西広域連合に対する応援要請

レベル	外部被ばくによる実効線量(mSv)	内部被ばくによる等価線量(mSv)	防護対策
第1	5~10	50~100	屋内退避
第2	10~50	100~500	コンクリート屋内退避
第3	50以上	500以上	避難

※なお、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など防護措置を決定するための判断基準については、国の原子力安全委員会において検討中であり、この見直しを踏まえ、今後さらに改訂

避難体系イメージ図



要援護者への配慮

- ・関係市が行う避難誘導、情報提供、避難所の生活環境整備にあたっての配慮協力
- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言、協力

放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

緊急時モニタリングにより、放射線量が中長期的に高水準になる恐れのある地域

国が、該当地域を計画的避難区域等に指定した場合、県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)見直しについて

計画見直しの検討状況

1. 国の動き

- ・「原子力規制委員会」の発足（平成24年9月19日）
- ・「原子力災害対策指針」の策定（平成24年12月3日告示）
→国、自治体等が原子力災害対策を円滑に実施するため技術的・専門的事項を定める。

2. 計画の検討項目

(1) 救助・救急対策計画

- ・計画の方針（防災関係機関相互の緊密な連携による活動体制の確立）
- ・陸上における救助・救急および火災予防対策（関係市の措置、県の措置）
- ・空からの救助・救急対策（関係市の措置、県の措置）

(2) 警備および交通対策

- 原子力災害発生時における早期の警備体制、交通確保など警備活動
 - ・災害警備対策（警戒区域等の広報、災害時要援護者等住民の避難誘導、災害時要援護者等住民の救出・救助等）
 - ・交通規制（交通状況の把握、緊急交通路等の確保、広域交通規制の実施、交通情報の提供、緊急通行車両の確認等）
 - ・警備および交通規制に伴う被ばく管理

(3) 緊急被ばく医療計画

- 原子力災害対策指針の改訂を踏まえ被ばく医療体制のあり方等について検討
 - ・緊急被ばく医療体制の整備（初期および二次被ばく医療機関の整備、人材の育成等）
 - ・緊急被ばく医療体制（体制構築、緊急被ばく医療体制を構成する機関）
 - ・緊急被ばく医療措置（初期および二次被ばく医療機関の役割等、搬送先の判断、外部専門機関への要請、安定ヨウ素剤の服用、緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止、被ばく医療マニュアルの作成）

(4) 琵琶湖への影響評価

- 原子力災害が本県に及んだ場合の琵琶湖への影響調査
 - ・陸域および湖面への沈着量予測
 - ・陸域・琵琶湖での挙動予測

3. 計画見直し検討委員会等

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し検討委員会

- 第1回：平成24年8月
→見直し検討項目、国の動向、スケジュール
- 第2回：平成24年10月
→検討状況（救助・救急対策、警備・交通対策、緊急被ばく医療）報告
- 第3回：平成25年1月（予定）
→見直し計画案の検討

(2) 滋賀県防災会議の開催

原子力安全協定の締結に向けた動き

1. 平成 23 年 4 月 22 日

- ・4 市（高島市、長浜市、米原市、彦根市）より、3 原子力事業者（日本原子力発電（株）、（独）日本原子力研究開発機構、関西電力（株））に対し緊急申し入れ
→原子力発電所立地自治体が締結している協定と同様に、隣接、隣々接自治体との協定締結の検討を要望。

2. 平成 23 年 7 月 6 日

- ・市長会より、関西電力（株）に対し要望
→内容はおおむね 4 市の申し入れと同様の内容

3. 平成 23 年 8 月 24 日・26 日

- ・県と 16 市町より、3 原子力事業者に対し要望
→原子力発電所立地自治体が締結している協定と同様に、滋賀県の各自治体との安全協定締結を要望。

4. 平成 23 年 12 月 26 日

- ・第 1 回 原子力安全協定の締結にかかる滋賀県代表者会と原子力事業者との協議（代表者会議：滋賀県、高島市、長浜市、日本原子力発電（株）、（独）日本原子力研究開発機構、関西電力（株））

5. 平成 24 年 1 月 26 日

- ・第 2 回 代表者会議

6. 平成 24 年 3 月 28 日

- ・第 3 回 代表者会議

7. 平成 24 年 8 月 29 日 → 事業者側の事情により延期

- ・第 4 回 代表者会議

8. 平成 24 年 10 月 17 日

- ・第 4 回 代表者会議の開催

9. 平成 24 年 11 月 22 日

・県と 2 市より、関西電力に対し申し入れ

→滋賀県の 30 km 圏内に入る各自治体との安全協定締結と意見交換の場への参画を要望。

10. 市町への説明 (10/22 市町担当者会議、11/5 市長会、11/12 町村会
11/13 自治創造会議)

議会への説明 (11/1 防災対策特別委員会県内調査等)

11. 今後の予定

第 5 回 代表者会議の開催

市町への説明

議会への説明

滋賀県と原子力事業者の原子力安全協定条文案について

(関係諸法令の遵守)

第1条 乙は、発電所の増設及び保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講ずるものとする。

(計画の報告)

第2条 乙は、発電所の新增設に係る建設設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に報告するものとする。

2 第1項について、甲は、安全対策について意見があるときは、乙に対して意見を述べることができるものとする。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。

(平常時の連絡)

第4条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況(試運転を含む。)
- (3) 環境放射能測定の調査報告

(異常時における連絡)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。

- (10)原子炉施設等において人の障害が発生したとき。
- (11)放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。
- (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所の現地確認をさせることができるものとする。
- 2 乙は前項の現地確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べができるものとする。

(損害の補償)

- 第7条 乙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償に当たるものとする。

(原子力防災対策)

- 第8条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施するものとする。
- 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第9条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡するものとする。

(連絡の方法)

- 第10条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。
- (1)第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2)第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いざれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

○協定締結者(案)

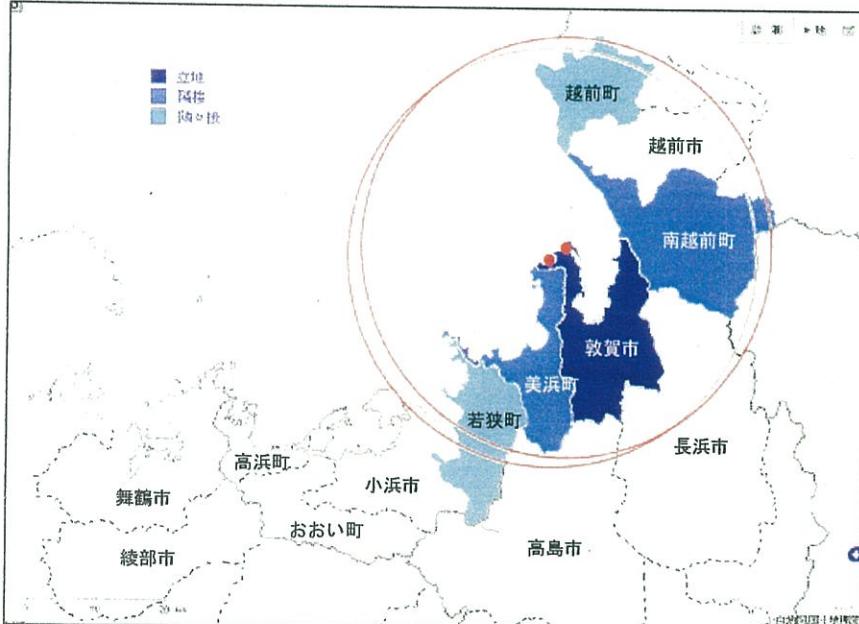
原子力発電所が立地する地域との位置関係(隣接)を勘案。

甲	発電所等	乙
滋賀県、長浜市、高島市	敦賀発電所	日本原電
滋賀県、長浜市、高島市	もんじゅ、ふげん	原子力機構
滋賀県、高島市	美浜発電所	関西電力
滋賀県、高島市	大飯発電所	関西電力

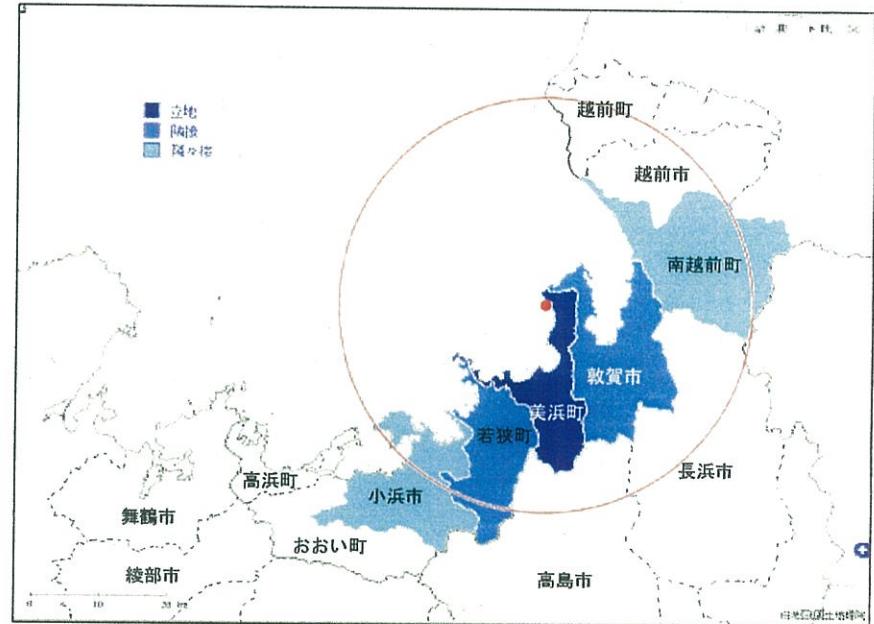
○高浜発電所については、

滋賀県と関西電力との「確認書」により、「異常時における連絡」を定める。

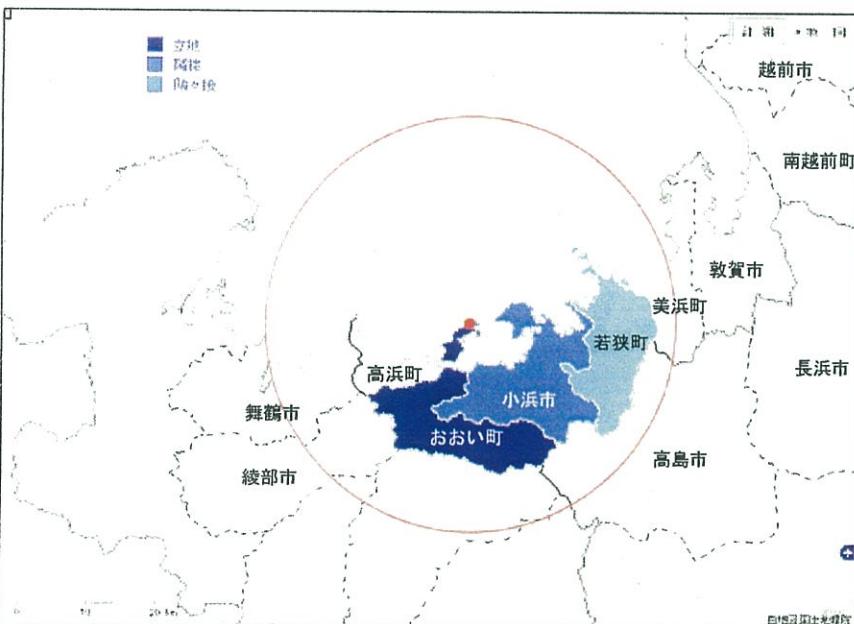
■福井県に立地する原子力発電所に係る安全協定締結状況



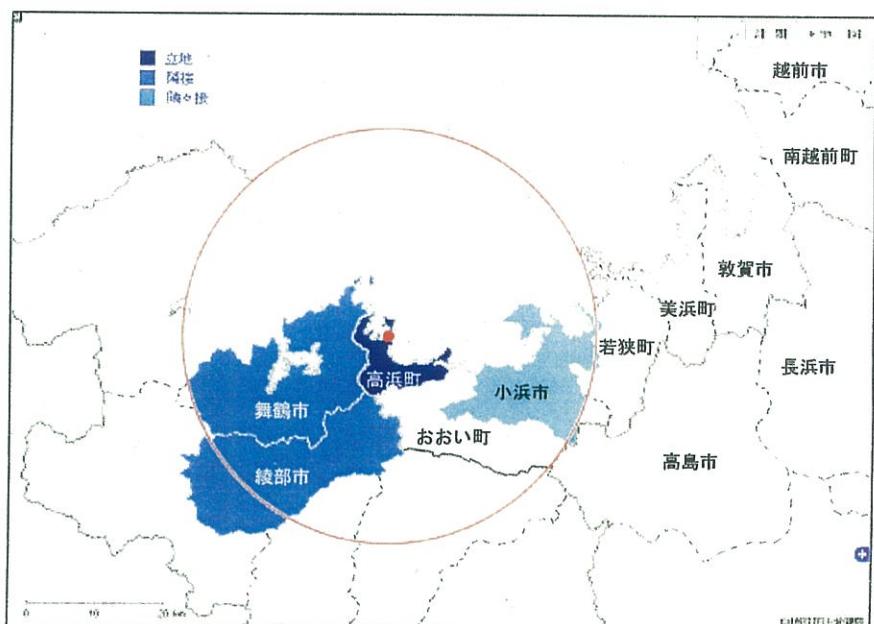
<① 敦賀発電所・もんじゅ>



<② 美浜発電所>



<③ 大飯発電所>



<④ 高浜発電所>